

要 望 書

令和3年10月19日

鳥 取 県 町 村 会

参議院選挙における合区の解消について

都道府県は、住民の意思や意見を集約していく民主主義の仕組みとして確立しています。従来の参議院の選挙区制度は、都道府県がこの民主主義のあり方の中で、都道府県単位で集約された住民意思を国の意思決定に結び付け、多様な地方の意見を適切に国政に届ける重要な役割を果たす合理的な制度でありました。

しかしながら、人口比例原則に重点を置いた一票の較差の議論と、その議論によって導かれた合区制度は、都道府県が果たしてきた役割を軽視し、我々が住民とともに都道府県単位で長らく育ててきた民主主義と地方自治を崩壊させるものと言わざるを得ません。

平成28年に実施された参議院における史上初の「合区選挙」では、鳥取県を代表する議員が出せない事態となり、また、令和元年7月の同選挙では、過去最低の50%を下回る投票率を記録する結果となったのはその証拠です。

第196回通常国会において可決成立した公職選挙法の改正により、比例代表の定数が増加され、一部拘束名簿式が導入されました。これは制度の運用次第では全ての都道府県から代表が選出され得るという観点で一つの方法ではありますが、あくまで緊急避難的措置であって、これをもって合区を固定化する理由にはなりません。

平成29年9月の最高裁判所判決は、政治的なまとまりである都道府県の意義、実体等の要素を踏まえた選挙制度を構築することを肯定し、歴史的、政治的、社会的意義や実体を有する都道府県を単位とする選挙区設定が合理的であるとした昭和58年の最高裁判決に回帰しています。

つきましては、社会の多様化が進む令和の時代に地方の多様な意見が国政に反映されるよう、憲法改正等の抜本的な対応による確実な合区の解消を国に対して要請いただきますようお願いいたします。

令和3年10月19日

全国町村会
会長 荒木泰臣様

鳥取県町村会
会長 宮脇正道